

特定施設及び除害施設設置に係る  
届出の手引き

令和6年4月

青森市企業局水道部八重田浄化センター

<目次>

|    |                         |       |
|----|-------------------------|-------|
| 1. | 下水を公共下水道に排除（排水）する事業者の義務 | p. 2  |
| 2. | 提出書類チェック表               | p. 3  |
| 3. | 基準値                     | p. 5  |
| 4. | 特定施設設置・使用届出書の記入要領       | p. 7  |
| 5. | 水質の測定義務                 | p. 24 |
| 6. | 特定施設の区分（下水道法第 11 条の 2）  | p. 28 |

## 1. 下水を公共下水道に排除（排水）する事業者の義務

### 1) 届出の義務

工場・事業場から下水を公共下水道に排除（排水）する事業者で、次に該当する場合には各種届出書の提出、除害施設（処理施設）の設置が必要となります。

- 事業場が特定施設に該当する場合 ※
  - 有害物質等を含む下水を排除（排水）する場合 ※
  - 一日当たり50立方メートル以上排除（排水）する場合
  - 除害施設設置基準に該当する場合 ※
- ※ 特定施設及び有害物質、基準値等は「3. 基準値」参照

### 2) 届出書の記入方法

提出する各届出書の記入要領を確認して記入してください。

様式は、青森市ホームページに掲載しております。

アドレス：<https://www.city.aomori.aomori.jp/gesui-yaeda/kurashi-guide/jougesuidou/gesuidou/tokuteishisetsu-todokede.html>

### 3) 提出する届出書の部数

正本1部、副本1部の**2部**提出してください。

副本は届出者の控え用なのでコピーでも結構です。

副本は正本審査後にお返しします（来所できない場合は返信用封筒をお願いします）。

### 4) 届出先

〒030-0912

青森市八重田一丁目1番1号

青森市企業局水道部八重田浄化センター 3F 水質管理チーム

TEL：017-736-2151

FAX：017-736-4372

e-mail：gesui-yaeda@city.aomori.aomori.jp

## 2. 提出書類チェック表

### (1) 公共下水道使用開始届 (下水道法に基づく届出)

| 届出の種類 |                      | 届出が必要な要件   | 届出期限  | 様式 | 確認欄 |
|-------|----------------------|--|-------|----|-----|
| 届出書   | 公共下水道<br>使用開始 (変更) 届 | 日最大で 50 m <sup>3</sup> 以上の量又は別添基準値に適合しない水質の下水※1を排除して公共下水道を使用しようとする場合及び届出内容を変更 (廃止) しようとする場合 (法第 11 条の 2 第 1 項) | あらかじめ | 第四 |     |
|       | 公共下水道<br>使用開始届       | 上欄の届出の対象とならない特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとする場合   | あらかじめ | 第五 |     |

※1 基準値は処理施設等で処理する前の原水で判断すること。

※2 除害施設の設置等を要する場合、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。特定施設に関する届出を行い、重複する場合省略可。

### (2) 特定施設に関する届出 (下水道法に基づく届出)

| 届出の種類   |                     | 届出が必要な要件  | 届出期限            | 様式   | 確認欄 |
|---------|---------------------|---|-----------------|------|-----|
| 届出書     | 特定施設設置届出書 ※3、4      | 公共下水道を使用する者が、特定施設を新たに設置しようとする場合 (法第 12 条の 3 第 1 項)                  | 工事着手<br>60 日以上前 | 第六   |     |
|         | 特定施設使用届出書           | 公共下水道を使用している者が設置している施設について、その施設が新たに特定施設に指定された場合 (法第 12 条の 3 第 2 項)  | 事後 30 日以内       | 第七   |     |
|         |                     | 既に特定施設を設置している者が、新たに公共下水道を使用する場合 (法第 12 条の 3 第 3 項)                  | 事後 30 日以内       | 第七   |     |
|         | 特定施設の構造等変更届出書 ※4    | 既に特定施設設置届出書及び特定施設使用届出書を届け出た者が、届出事項の構造や汚水処理等を変更しようとする場合 (法第 12 条の 4) | 工事着手<br>60 日以上前 | 第八   |     |
| 添付書類    |                     | 内容  |                 | 様式   | 確認欄 |
| 別紙      | 別紙 1                | 特定施設の構造   |                 | 除第 1 |     |
|         | 別紙 2                | 特定施設の使用の方法  |                 | 除第 1 |     |
|         | 別紙 3                | 汚水の処理の方法  |                 | 除第 1 |     |
|         | 別紙 4                | 下水の量及び水質  |                 | 除第 1 |     |
|         | 別紙 5                | 用水及び排水の系統   |                 | 除第 1 |     |
|         | 参考事項                | 連絡先等  |                 | —    |     |
| その他添付書類 | 図面 (別紙 1 添付用)       | 特定施設及び主要機器又は主要装置の平面図  |                 | —    |     |
|         | 操業フロー図 (別紙 2 添付用)   | 特定施設を含む機器等の操業の系統図   |                 | —    |     |
|         | 配置図 (別紙 3 添付用)      | 処理施設及びこれに関連する主要施設の設置場所を示した配置図                                       |                 | —    |     |
|         | 構造図面 (別紙 3 添付用)     | 汚水処理施設の構造及び寸法等がわかる図面 (カタログ等添付可)                                     |                 | —    |     |
|         | 能力フロー図 (別紙 3 添付用)   | 処理施設の平面図、立面図、詳細フロー図   |                 | —    |     |
|         | 処理系統フロー図 (別紙 3 添付用) | 汚水発生源、処理施設、放流の状況がわかるフロー図  |                 | —    |     |

|                        |   |   |  |
|------------------------|---|---|--|
| 汚水等汚染状態算出表<br>(別紙3添付用) | 処理前及び処理後の汚水等汚染状態及び汚水量についての算出根拠を明確にする資料(新設の場合) | — |  |
| 経路図(別紙3添付用)            | 排出口の位置及び公共下水道までの経路図(別添図面へ併記可)                 | — |  |

注) 届出をする時期が期限を過ぎた場合には、任意の様式で遅延理由書を提出すること

- ※3 旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設(温泉を利用するものを除く。)に係わるものについては「特定施設設置届出書」の届出対象から除かれるが、「公共下水道使用開始(変更)届(様式第四)」又は「公共下水道使用開始届(様式第五)」の提出が必要となる。
- ※4 実施制限期間(60日間)の短縮措置あり。

| その他届出の種類 ※5 |                       | 届出が必要な要件                           | 届出期限        | 様式  | 確認欄 |
|-------------|-----------------------|------------------------------------|-------------|-----|-----|
| 届出書         | 氏名変更等届出書<br>(FAX可)    | 届出者が届出内容のうち(1)～(2)を変更した場合(法第12条の7) | 変更の日から30日以内 | 第十  |     |
|             | 特定施設使用廃止届出書<br>(FAX可) | 特定施設の使用を廃止した場合(法第12条の7)            | 廃止の日から30日以内 | 第十一 |     |
|             | 承継届出書<br>(FAX可)       | 届出者の地位を承継した場合(法第12条の8第3項)          | 承継の日から30日以内 | 第十二 |     |

注) 届出をする時期が期限を過ぎた場合には、任意の様式で遅延理由書を提出すること

- ※5 必要に応じて、別紙を添付すること。

### (3) 除害施設に関する届出(青森市下水道条例に基づく届出)

| 届出の種類   |                       | 届出が必要な要件   | 届出期限  | 様式    | 確認欄 |
|---------|-----------------------|--|-------|-------|-----|
| 届出書     | 除害施設設置等計画届出書(市条例第20条) | 公共下水道を使用する者が市条例第18条又は第19条の基準に適合させるため、除害施設を新たに設置又は必要な措置を講じようとする場合 | あらかじめ | 市第10号 |     |
|         |                       | 届出者が除害施設設置等計画届出書の届出内容を変更しようとする場合                                 | あらかじめ | 市第10号 |     |
| 添付書類 ※6 |                       | 内容   |       | 様式    | 確認欄 |
| 別紙      | 別紙                    | 事業場・処理フローシート、水質等   |       | 除第3   |     |
|         | 別紙添付                  | 事業場平面図   |       | —     |     |
|         | 参考事項                  | 除害施設の構造、寸法   |       | —     |     |
|         | 参考事項                  | 連絡先等   |       |       |     |

注) 届出をする時期が期限を過ぎた場合には、任意の様式で遅延理由書を提出すること

- ※6 特定施設設置届出又は特定施設の構造変更届出対象となる事業場については、これらの届出書に、「製品名、除害施設の設置費用及び運転費用、添付書類中に「汚水処理方法、下水の量、水質、温度、沃素消費量」に係る事項を記載することで、省略可。

### (4) 事故時の措置等の届出書

| 届出の種類 |             | 届出が必要な要件  | 届出期限 | 様式  | 確認欄 |
|-------|-------------|---|------|-----|-----|
| 届出書   | 事故時の措置等の届出書 | 特定事業場から有害物質(油等)が公共下水道に流入する事故が発生した場合(法第12条の9第1項) | 速やかに | 除第7 |     |

## 3. 基準値

○ 公共下水道使用開始(変更)届出基準

| 項目     |                           | 基準値                                    |            |
|--------|---------------------------|--|------------|
| 健康項目   | カドミウム及びその化合物              | 0.03 mg/L 以下                           |            |
|        | シアン化合物                    | 1 mg/L 以下                              |            |
|        | 有機燐化合物                    | 1 mg/L 以下                              |            |
|        | 鉛及びその化合物                  | 0.1 mg/L 以下                            |            |
|        | 六価クロム化合物                  | 0.2 mg/L 以下                            |            |
|        | 砒素及びその化合物                 | 0.1 mg/L 以下                            |            |
|        | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物       | 0.005 mg/L 以下                          |            |
|        | アルキル水銀化合物                 | 検出されないこと                               |            |
|        | ポリ塩化ビフェニル                 | 0.003 mg/L 以下                          |            |
|        | トリクロロエチレン                 | 0.1 mg/L 以下                            |            |
|        | テトラクロロエチレン                | 0.1 mg/L 以下                            |            |
|        | ジクロロメタン                   | 0.2 mg/L 以下                            |            |
|        | 四塩化炭素                     | 0.02 mg/L 以下                           |            |
|        | 1,2-ジクロロエタン               | 0.04 mg/L 以下                           |            |
|        | 1,1-ジクロロエチレン              | 1 mg/L 以下                              |            |
|        | シス-1,2-ジクロロエチレン           | 0.4 mg/L 以下                            |            |
|        | 1,1,1-トリクロロエタン            | 3 mg/L 以下                              |            |
|        | 1,1,2-トリクロロエタン            | 0.06 mg/L 以下                           |            |
|        | 1,3-ジクロロプロペン              | 0.02 mg/L 以下                           |            |
|        | チウラム                      | 0.06 mg/L 以下                           |            |
|        | シマジン                      | 0.03 mg/L 以下                           |            |
|        | チオベンカルブ                   | 0.2 mg/L 以下                            |            |
|        | ベンゼン                      | 0.1 mg/L 以下                            |            |
|        | セレン及びその化合物                | 0.1 mg/L 以下                            |            |
|        | ほう素及びその化合物 ※1             | 新田処理区:10 mg/L 以下<br>八重田処理区:230 mg/L 以下 |            |
|        | ふっ素及びその化合物 ※1             | 新田処理区:8 mg/L 以下<br>八重田処理区:15 mg/L 以下   |            |
|        | 1,4-ジオキサン                 | 0.5 mg/L 以下                            |            |
|        | ダイオキシン類 ※2                | 10 pg-TEQ/L 以下                         |            |
| 生活環境項目 | フェノール類                    | 5 mg/L 以下                              |            |
|        | 銅及びその化合物                  | 3 mg/L 以下                              |            |
|        | 亜鉛及びその化合物                 | 2 mg/L 以下                              |            |
|        | 鉄及びその化合物(溶解性)             | 10 mg/L 以下                             |            |
|        | マンガン及びその化合物(溶解性)          | 10 mg/L 以下                             |            |
|        | クロム及びその化合物                | 2 mg/L 以下                              |            |
|        | 水素イオン濃度(pH)               | 水素指数 5.7 を超え 8.7 未満                    |            |
|        | 生物化学的酸素要求量(BOD)           | 300mg/L 未満                             |            |
|        | 浮遊物質(SS)                  | 300mg/L 未満                             |            |
|        | ノルマルヘキサン抽出物質含有量           | 鉱油類含有量                                 | 5 mg/L 以下  |
|        |                           | 動植物油脂類含有量                              | 30 mg/L 以下 |
|        | 温度                        | 40 度未満                                 |            |
|        | アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 125mg/L 未満                             |            |
|        | 窒素含有量                     | 150 mg/L 未満                            |            |
|        | 燐含有量                      | 20 mg/L 未満                             |            |
|        | 沃素消費量                     | 220 mg/L 未満                            |            |

※1 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物は処理区によって基準値が異なります。

※2 下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り適用になります。

○除害施設設置基準

・下水道法第12条第1項（青森市下水道条例第18条）

下水道施設機能保全のための基準。（終末処理場に接続していない雨水管にも適用）

| 項目等  | 対象者                              | 全事業場                    |
|------|----------------------------------|-------------------------|
| 条例基準 | 温度                               | 45℃未満                   |
|      | pH（水素イオン濃度）                      | 5を超え9未満                 |
|      | ノルマルヘキサン抽出（鉱油類）<br>物質含有量（動植物油脂類） | 5 mg/L 以下<br>30 mg/L 以下 |
|      | よう素消費量                           | 220 mg/L 未満             |

○下水排除基準及び除害施設設置基準

・下水道法第12条の2第1項・・・・・・・・・・・・・・・・項目：   囲みの項目

特定施設を設置する工場又は事業場にかかる基準。

・下水道法第12条の2第5項（青森市下水道条例第17条）・・・・・・・・項目：   囲みの項目

特定施設を設置する工場又は事業場にかかる条例で定めた基準。

・下水道法12条の1第1項（青森市下水道条例第19条）・・・・・・・・項目：   囲みの項目

終末処理場（浄化センター）からの放流水を下水道法第8条の技術上の基準に適合させるためにかかる除害施設設置基準。

| 項目等              | 対象者                              | 特定事業場のみに係る基準（直罰基準）      |                       | 全事業場に係る基準（非直罰基準）        |
|------------------|----------------------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
|                  |                                  | 50m <sup>3</sup> /日以上   | 50m <sup>3</sup> /日未満 |                         |
| 政<br>令<br>基<br>準 | カドミウム及びその化合物                     | 0.03 mg/L 以下            | 0.03 mg/L 以下          | 0.03 mg/L 以下            |
|                  | シアン化合物                           | 1 mg/L 以下               | 1 mg/L 以下             | 1 mg/L 以下               |
|                  | 有機燐化合物                           | 1 mg/L 以下               | 1 mg/L 以下             | 1 mg/L 以下               |
|                  | 鉛及びその化合物                         | 0.1 mg/L 以下             | 0.1 mg/L 以下           | 0.1 mg/L 以下             |
|                  | 六価クロム化合物                         | 0.2 mg/L 以下             | 0.2 mg/L 以下           | 0.2 mg/L 以下             |
|                  | 砒素及びその化合物                        | 0.1 mg/L 以下             | 0.1 mg/L 以下           | 0.1 mg/L 以下             |
|                  | 総水銀                              | 0.005 mg/L 以下           | 0.005 mg/L 以下         | 0.005 mg/L 以下           |
|                  | アルキル水銀                           | 検出されないこと                | 検出されないこと              | 検出されないこと                |
|                  | ポリ塩化ビフェニル                        | 0.003 mg/L 以下           | 0.003 mg/L 以下         | 0.003 mg/L 以下           |
|                  | トリクロエチレン                         | 0.1 mg/L 以下             | 0.1 mg/L 以下           | 0.1 mg/L 以下             |
|                  | テトラクロエチレン                        | 0.1 mg/L 以下             | 0.1 mg/L 以下           | 0.1 mg/L 以下             |
|                  | ジクロロメタン                          | 0.2 mg/L 以下             | 0.2 mg/L 以下           | 0.2 mg/L 以下             |
|                  | 四塩化炭素                            | 0.02 mg/L 以下            | 0.02 mg/L 以下          | 0.02 mg/L 以下            |
|                  | 1,2-ジクロロエタン                      | 0.04 mg/L 以下            | 0.04 mg/L 以下          | 0.04 mg/L 以下            |
|                  | 1,1-ジクロロエチレン                     | 1 mg/L 以下               | 1 mg/L 以下             | 1 mg/L 以下               |
|                  | シス-1,2-ジクロロエチレン                  | 0.4 mg/L 以下             | 0.4 mg/L 以下           | 0.4 mg/L 以下             |
|                  | 1,1,1-トリクロロエタン                   | 3 mg/L 以下               | 3 mg/L 以下             | 3 mg/L 以下               |
|                  | 1,1,2-トリクロロエタン                   | 0.06 mg/L 以下            | 0.06 mg/L 以下          | 0.06 mg/L 以下            |
|                  | 1,3-ジクロロプロペン                     | 0.02 mg/L 以下            | 0.02 mg/L 以下          | 0.02 mg/L 以下            |
|                  | チカラム                             | 0.06 mg/L 以下            | 0.06 mg/L 以下          | 0.06 mg/L 以下            |
|                  | シマジン                             | 0.03 mg/L 以下            | 0.03 mg/L 以下          | 0.03 mg/L 以下            |
|                  | チオベンカルブ                          | 0.2 mg/L 以下             | 0.2 mg/L 以下           | 0.2 mg/L 以下             |
|                  | ベンゼン                             | 0.1 mg/L 以下             | 0.1 mg/L 以下           | 0.1 mg/L 以下             |
|                  | セレン及びその化合物                       | 0.1 mg/L 以下             | 0.1 mg/L 以下           | 0.1 mg/L 以下             |
|                  | ほう素及びその化合物（新田処理区）                | 10 mg/L 以下              | 10 mg/L 以下            | 10 mg/L 以下              |
|                  | ほう素及びその化合物（八重田処理区）               | 230 mg/L 以下             | 230 mg/L 以下           | 230 mg/L 以下             |
|                  | ふっ素及びその化合物（新田処理区）                | 8 mg/L 以下               | 8 mg/L 以下             | 8 mg/L 以下               |
|                  | ふっ素及びその化合物（八重田処理区）               | 15 mg/L 以下              | 15 mg/L 以下            | 15 mg/L 以下              |
|                  | 1,4-ジオキサン                        | 0.5 mg/L 以下             | 0.5 mg/L 以下           | 0.5 mg/L 以下             |
|                  | フェノール類                           | 5 mg/L 以下               | —                     | 5 mg/L 以下               |
| 銅及びその化合物         | 3 mg/L 以下                        | —                       | 3 mg/L 以下             |                         |
| 亜鉛及びその化合物        | 2 mg/L 以下                        | —                       | 2 mg/L 以下             |                         |
| 鉄及びその化合物         | 10 mg/L 以下                       | —                       | 10 mg/L 以下            |                         |
| マンガン及びその化合物      | 10 mg/L 以下                       | —                       | 10 mg/L 以下            |                         |
| クロム及びその化合物       | 2 mg/L 以下                        | —                       | 2 mg/L 以下             |                         |
| ダイオキシン類 ※        | 10 pg-TEQ/L 以下                   | 10 pg-TEQ/L 以下          | 10 pg-TEQ/L 以下        |                         |
| 条<br>例<br>基<br>準 | pH（水素イオン濃度）                      | 5を超え9未満                 | —                     | 5を超え9未満                 |
|                  | BOD（学的酸素要求量）                     | 600 mg/L 未満             | —                     | 600 mg/L 未満             |
|                  | SS（浮遊物質）                         | 600 mg/L 未満             | —                     | 600 mg/L 未満             |
|                  | ノルマルヘキサン抽出（鉱油類）<br>物質含有量（動植物油脂類） | 5 mg/L 以下<br>30 mg/L 以下 | —                     | 5 mg/L 以下<br>30 mg/L 以下 |
|                  | 温度                               | —                       | —                     | 45℃未満                   |

※ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置する事業場に対して直罰基準が適用されます。また、その他事業場については、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り除害施設設置基準が適用になります。

4. 特定施設設置・使用届出書の記入要領

公共下水道使用開始(変更)届

(おもて面)

様式第四 (第六条関係)

公共下水道使用開始(変更)届

□□□□年○月○日

青森市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 青森市八重田 1-1-1

電話番号 017-736-2151

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 八重田浄化センター株式会社  
代表取締役 青森 太郎

次のとおり公共下水道の使用を開始(変更)するので届け出ます。

|                 |              |                 |      |                |
|-----------------|--------------|-----------------|------|----------------|
| 排除場所            | 青森市八重田 1-1-2 |                 | 排水口数 | 2              |
| 排出汚水の<br>水量又は水質 | 水量           | 月平均 3000 立方メートル |      | 日最大 120 立方メートル |
|                 | 水質           | 裏面のとおり          |      |                |
| 開始(変更)<br>年 月 日 | □□□□年△月○日    |                 |      |                |
| 処理方法            | 中和法          |                 | 施設名称 | 中和処理施設         |

(うら面)

記

| 項目                            | 排水口  |     | m <sup>3</sup> | m <sup>3</sup> | 単位            |
|-------------------------------|------|-----|----------------|----------------|---------------|
|                               | 1    | 2   |                |                |               |
| 温                             | 2900 | 100 |                |                | 度             |
| アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素<br>及び硝酸性窒素含有量 |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
| 水素イオン濃度                       | 7.0  |     |                |                | 水素指数          |
| 生物化学的酸素要求量                    | 400  |     |                |                | 5日間ミリグラム/リットル |
| 浮遊物質                          |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量               |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
| { 鉛 油 類 含 有 量<br>動植物油脂類含有量    |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
|                               |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
| 窒素含有量                         |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
| リン含有量                         |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
| 沃素消費量                         |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
| カドミウム及びその化合物                  |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |
| シアン化合物                        |      |     |                |                | ミリグラム/リットル    |

|                        |         |         |  |  |                          |
|------------------------|---------|---------|--|--|--------------------------|
| クロム及びその化合物<br>ダイオキシン類※ |         |         |  |  | ミリグラム/リットル<br>ピコグラム/リットル |
| 摘要                     | 類似排水を分折 | 生活系排水のみ |  |  |                          |

備考。

- ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書および図面を添付すること。



この様式は使用の開始又は変更の両方の場合に併用するので該当しないほうを横線で抹消してください。

- (1) 年月日  
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 申請者の住所、電話番号、氏名
  - ① 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
  - ② 個人事業主の場合は住所及び氏名を記入して下さい。
  - ③ 法人の場合は会社の名称及び代表者の役職名及び代表者の氏名を記入して下さい。
  - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。
- (3) 排除場所  
公共下水道を使用する事業場の所在地を記入して下さい。
- (4) 排水口数  
公共下水道への排水口（接続されている公設マスの数）の数を記入して下さい。
- (5) 排出汚水の水量又は水質  
過去1年間の平均月量及び日最大量を記入して下さい。新設の場合は推定量を記入して下さい。
  - ・平均水量：1年間の排水量を12で割った値（ $m^3$ ）
  - ・日最大水量：一年間の排水量のうち期最大排水量を期工場操業日数で割ったもの（例；過去1年間のうち期最大使用量が $6000m^3/2$ ヶ月で、その間の工場操業日数が50日/2ヶ月であれば $6000 \div 50 = 120 m^3$ ）
- (6) 開始（変更）年月日  
使用開始又は変更しようとする年月日を記入して下さい。
- (7) 処理方法  
水質項目別に処理方法を記入して下さい。
- (8) 施設名称  
処理施設の名称を記入して下さい。
- (9) 排水口  
排水口（公設マス）の呼称を決め、複数個ある場合は1、2など区別できるようにして下さい。
- (10) 月量  
排水口（公設マス）ごとの1ヶ月の水量を記入して下さい。新設の場合は推定値を記入して下さい。
- (11) 項目  
作業工程にて使用する原材料、薬品等から判断して水質項目を定め、その分析値を記入して下さい。新設の場合は推定値を記入して下さい。一番下の摘要欄に、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。（生活系排水のみを排出する公設マスの水質は不要）

## 公共下水道使用開始届

様式第五（第六条関係）

### 公共下水道使用開始届

□□□□年○月○日

青森市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 青森市八重田 1-1-1

電話番号 017-736-2151

氏名又は名称及び法人にあつ 八重田浄化センター株式会社

てはその代表者の氏名 代表取締役 青森 太郎

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

|           |              |               |    |
|-----------|--------------|---------------|----|
| 排 除 場 所   | 青森市八重田 1-1-2 | 排 水 口 数       | 1  |
| 開 始 年 月 日 | □□□□年△月○日    | 特 定 施 設 の 種 類 | 67 |

備考

- 1 「特定施設の種類の」欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

- (1) 年月日  
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 申請者の住所、電話番号、氏名
  - ① 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
  - ② 個人事業主の場合は住所及び氏名を記入して下さい。
  - ③ 法人の場合は会社の名称及び代表者の役職名及び代表者の氏名を記入して下さい。
  - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。
- (3) 排除場所  
公共下水道を使用する事業場の所在地を記入して下さい。
- (4) 排水口数  
公共下水道への排水口（接続されている公設マスの数）の数を記入して下さい。
- (5) 開始年月日  
使用開始しようとする年月日を記入して下さい。
- (6) 特定施設の種類の  
特定施設番号と該当する記号を記入して下さい。  
※ 6. 特定施設の区分参照のこと

## 特定施設設置届出書

様式第六（第八条関係）

### 特定施設設置届出書

□□□□年○月○日

青森市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 青森市八重田 1-1-1 電話番号 017-736-2151  
氏名又は名称及び法人にあつて 八重田浄化センター株式会社  
はその代表者の氏名 代表取締役 青森 太郎

下水道法第 12 条の 3 第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

|              |                   |        |       |
|--------------|-------------------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称   | 八重田浄化センター株式会社青森支店 | ※整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地  | 青森市八重田 1-1-2      | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 特定施設の種類      | 67                | ※施設番号  |       |
| △ 特定施設の構造    | 別紙1のとおり。          | ※審査結果  |       |
| △ 特定施設の使用の方法 | 別紙2のとおり。          | ※備考    |       |
| △ 汚水処理の方法    | 別紙3のとおり。          |        |       |
| △ 下水の量及び質    | 別紙4のとおり。          |        |       |
| △ 用水及び排水の系統  | 別紙5のとおり。          |        |       |

備考。

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

- (1) 年月日：届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 申請者の住所、電話番号、氏名
  - ① 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
  - ② 個人事業主の場合は住所及び氏名を記入して下さい。
  - ③ 法人の場合は会社の名称及び代表者の役職名及び代表者の氏名を記入して下さい。
  - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。
- (3) 工場又は事業場の名称：実際に営業する店舗の名前を記入して下さい。
- (4) 排除場所：公共下水道を使用する事業場の所在地を記入して下さい。
- (5) 特定施設の種類：特定施設番号と該当する記号を記入して下さい。

## 特定施設使用届出書

様式第七（第九条関係）

### 特定施設使用届出書

□□□□年○月○日

青森市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 青森市八重田 1-1-1

電話番号 017-736-2151

氏名又は名称及び法人にあつて 八重田浄化センター株式会社

はその代表者の氏名 代表取締役 青森 太郎

{ 下水道法第12条の3第2項 } の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。  
{ ~~下水道法第12条の3第2項~~ }

|              |                   |        |       |
|--------------|-------------------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称   | 八重田浄化センター株式会社青森支店 | ※整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地  | 青森市八重田 1-1-2      | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 特定施設の種類      | 67                | ※施設番号  |       |
| △ 特定施設の構造    | 別紙1のとおり。          | ※審査結果  |       |
| △ 特定施設の使用の方法 | 別紙2のとおり。          | ※備考    |       |
| △ 汚水処理の方法    | 別紙3のとおり。          |        |       |
| △ 下水の量及び質    | 別紙4のとおり。          |        |       |
| △ 用水及び排水の系統  | 別紙5のとおり。          |        |       |

備考。

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

この様式は下水道法第12条の3第2項または第3項の両方の場合に併用するので該当しないほうを抹消してください。

- (1) 年月日：届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 申請者の住所、電話番号、氏名
  - ① 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
  - ② 個人事業主の場合は住所及び氏名を記入して下さい。
  - ③ 法人の場合は会社の名称及び代表者の役職名及び代表者の氏名を記入して下さい。
  - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。
- (3) 工場又は事業場の名称：実際に営業する店舗の名前を記入して下さい。
- (4) 排除場所：公共下水道を使用する事業場の所在地を記入して下さい。
- (5) 特定施設の種類：特定施設番号と該当する記号を記入して下さい。

# 特定施設の構造等変更届出書

様式第八（第十条関係）

## 特定施設の構造等変更届出書

□□□□年○月○日

青森市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 青森市八重田 1-1-1 電話番号 017-736-2151  
氏名又は名称及び法人にあつてはその 八重田浄化センター株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 青森 太郎

下水道法第 12 条の 4 の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

|  |                   |        |       |
|--|-------------------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称                                       | 八重田浄化センター株式会社青森支店 | ※整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地                                      | 青森市八重田 1-1-2      | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 特定施設の種類  | 67                | ※施設番号  |       |
| △特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統） | 別紙のとおり。           | ※審査結果  |       |
|  |                   | ※備考    |       |

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。

- (1) 年月日：届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 申請者の住所、電話番号、氏名
  - ① 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
  - ② 個人事業主の場合は住所及び氏名を記入して下さい。
  - ③ 法人の場合は会社の名称及び代表者の役職名及び代表者の氏名を記入して下さい。
  - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
- (3) 工場又は事業場の名称  
実際に営業する店舗の名前を記入して下さい。
- (4) 排除場所  
公共下水道を使用する事業場の所在地を記入して下さい。
- (5) 特定施設の種類  
特定施設番号と該当する記号を記入して下さい。

## 氏名変更等届出書

様式第十（第十二条関係）

### 氏名変更等届出書

□□〇〇年〇月〇日

青森市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 青森市八重田 1-1-1

電話番号 017-736-2151

氏名又は名称及び法人にあ 八重田浄化センター株式会社

つてはその代表者の氏名 代表取締役 青森 太郎

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第 12 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

|       |     |             |        |       |
|-------|-----|-------------|--------|-------|
| 変更の内容 | 変更前 | 代表取締役 八重田太郎 | ※整理番号  |       |
|       | 変更後 | 代表取締役 青森 太郎 | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 変更年月日 |     | □□〇〇年△月〇日   | ※施設番号  |       |
| 変更の理由 |     | 人事異動のため     | ※備考    |       |

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

#### (1) 年月日

届出を行う年月日を記入してください。

#### (2) 申請者の住所、電話番号、氏名

- ① 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
- ② 個人事業主の場合は住所及び氏名を記入して下さい。
- ③ 法人の場合は会社の名称及び代表者の役職名及び代表者の氏名を記入して下さい。
- ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。

#### (3) 変更の内容変更前

提出済みの届出書に記入している会社の名称、代表者、住所（住居表示含む）、本社住所について変更があった事項の変更前の名称を記入して下さい。

#### (4) 変更の内容変更後

提出済みの届出書に記入している会社の名称、代表者、住所（住居表示含む）、本社住所について変更があった事項の変更後の名称を記入して下さい。

#### (5) 変更年月日

変更した日を記入して下さい。

#### (6) 変更の理由

変更した理由を記入して下さい。

# 特定施設使用廃止届出書

様式第十一（第十二条関係）

## 特定施設使用廃止届出書

□□〇〇年〇月〇日

青森市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 青森市八重田 1-1-1

電話番号 017-736-2151

氏名又は名称及び法人にあ 八重田浄化センター株式会社

つてはその代表者の氏名 代表取締役 青森 太郎

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |                   |        |       |
|-------------|-------------------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称  | 八重田浄化センター株式会社青森支店 | ※整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地 | 青森市八重田 1-1-2      | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 特定施設の種類     | 67                | ※施設番号  |       |
| 特定施設の設置場所   | 青森市八重田 1-1-2      | ※備考    |       |
| 使用廃止の年月日    | □□〇〇年△月〇日         |        |       |
| 使用廃止の理由     | 工場閉鎖のため           |        |       |

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

- 年月日：届出を行う年月日を記入してください。
- 申請者の住所、電話番号、氏名
  - 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
  - 個人事業主の場合は住所及び氏名を記入して下さい。
  - 法人の場合は会社の名称及び代表者の役職名及び代表者の氏名を記入して下さい。
  - 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。
- 工場又は事業場の名称  
実際に営業する店舗の名前を記入して下さい。
- 工場又は事業場の所在地  
実際に営業する店舗の住所を記入して下さい。
- 特定施設の種類  
特定施設番号と該当する記号を記入して下さい。
- 特定施設の設置場所  
特定施設を設置している住所を記入して下さい。ビルテナント等住所だけで判断できない場合は配置図等位置がわかる書類を添付してください。
- 使用廃止年月日  
実際に使用廃止した年月日を記入して下さい。
- 使用廃止の理由  
使用を廃止した理由を記入して下さい。

# 承継届出書

様式第十二（第十三条関係）

## 承継届出書

□□〇〇年〇月〇日

青森市公共下水道管理者 殿

申請者

住所 青森市八重田 1-1-1

電話番号 017-736-2151

氏名又は名称及び法人にあつて 八重田浄化センター株式会社

はその代表者の氏名 代表取締役 青森 太郎

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |                   |             |       |
|-------------|-------------------|-------------|-------|
| 工場又は事業場の名称  | 八重田浄化センター株式会社青森支店 | ※整理番号       |       |
| 工場又は事業場の所在地 | 青森市八重田 1-1-2      | ※受理年月日      | 年 月 日 |
| 特定施設の種類     | 67                | ※施設番号       |       |
| 特定施設の設置場所   | 青森市八重田 1-1-2      | ※備考         |       |
| 承継の年月日      | □□〇〇年△月〇日         |             |       |
| 被承継者        | 氏名又は名称            |             |       |
|             | 住所                | 青森市新田 3-1-1 |       |
| 承継の原因       | 合併のため             |             |       |

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

- (1) 年月日：届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 申請者の住所、電話番号、氏名
  - ① 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
  - ② 個人事業主の場合は住所及び氏名を記入して下さい。
  - ③ 法人の場合は会社の名称及び代表者の役職名及び代表者の氏名を記入して下さい。
  - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。
- (3) 工場又は事業場の名称：実際に営業する店舗の名前を記入して下さい。
- (4) 工場又は事業場の所在地：実際に営業する店舗の住所を記入して下さい。
- (5) 特定施設の種類：特定施設番号と該当する記号を記入して下さい。
- (6) 特定施設の設置場所：特定施設を設置している住所を記入して下さい。ビルテナント等住所だけで判断できない場合は配置図等位置がわかる書類を添付してください。
- (7) 承継年月日：実際に施設を譲り受けた、借り受けた年月日を記入して下さい。
- (8) 被承継者氏名又は名称：特定施設の貸与人、譲渡人の氏名及び名称を記入して下さい。
- (9) 被承継者氏名又は住所：特定施設の貸与人、譲渡人の住所を記入して下さい。
- (10) 承継の原因：譲り受け、借り受け、合併等承継の原因を記入して下さい。



## 別紙1 特定施設の構造

除第1号様式  
別紙1

特定施設の構造

|                 |   |      |
|-----------------|---|------|
| 工場又は事業場における施設番号 | ① |      |
| 特定施設番号及び名称      | ② |      |
| 型式              | ③ |      |
| 構造              | ④ |      |
| 主要寸法            | ④ |      |
| 能力              | ⑤ |      |
| 配置              | ⑥ | 別図〇〇 |
| 設置年月日           | ⑦ |      |
| 工事着手予定年月日       | ⑧ |      |
| 工事完成予定年月日       | ⑨ |      |
| 使用開始予定年月日       | ⑩ |      |
| その他参考となるべき事項    |   |      |

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

### ①「工場又は事業場における施設番号」

工場又は事業場で特定施設に付けている施設番号（通し番号等）を記入してください。ただし、番号でなく名称を付けている場合はそれを記入しても差し支えありません。

### ②「特定施設番号及び名称」

水質汚濁防止法施行令第1条 別表第1に掲げる施設番号及び名称を記入してください。

### ③「型式」

カタログ、機器仕様書等から調べて、メーカー名、型式及び名称を記入してください。

### ④「構造」、「主要寸法」

できる範囲で、鉄製か木製か等の材質、主要寸法について記入してください。  
（別添〇〇のとおり、としてカタログ等を添付しても差し支えありません。）

### ⑤「能力」

製品の処理能力を記入してください。（単位時間当たりの個数、処理時間等）

### ⑥「配置」

別図〇〇、として特定施設及びこれに関連する主要機器又は主要装置の配置を記入した平面図を添付してください。また、特定施設は色づけするなどしてください。

### ⑦「設置年月日」

使用届の場合に記入してください。  
※ 設置届、変更届の場合記入しないこと。

### ⑧「工事着手予定年月日」

設置届及び構造等変更届の場合には、届出に係る施設工事の着手予定年月日を記入してください。

### ⑨「工事完成予定年月日」

設置届及び構造等変更届の場合には、届出に係る施設工事の完成予定年月日を記入してください。

### ⑩「使用開始予定年月日」

設置届及び構造等変更届の場合には、使用開始予定年月日を記入してください。

※ 設置届及び構造等変更届は事前の届出となる。届出日から60日間は実施制限期間であり、工事の着工はできません。

※ 構造等変更届については、別紙1～5の変更のある部分について、変更前、変更後の内容を対照させて記入してください。

## 別紙2 特定施設の使用の方法

除第1号様式

別紙2

### 特定施設の使用の方法

|                                  |                     |         |    |                     |    |
|----------------------------------|---------------------|---------|----|---------------------|----|
| 工場又は事業場における施設番号                  | ①                   |         |    |                     |    |
| 特定施設番号及び名称                       | ②                   |         |    |                     |    |
| 設置場所                             | ③                   |         |    |                     |    |
| 操業の系統                            | ④                   |         |    | 別図〇〇                |    |
| 使用時間間隔                           | ⑤                   |         |    | 〇〇時～〇〇時             |    |
| 1日当たりの使用時間                       | ⑥                   |         |    | 〇〇時間(〇時間/回、<br>回/日) |    |
| 使用の季節的変動                         | ⑦                   |         |    |                     |    |
| 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 | ⑧                   |         |    |                     |    |
| 汚水等の汚染状態                         | 種類・項目               | 通常      | 最大 | 通常                  | 最大 |
|                                  | 温度                  |         |    |                     |    |
|                                  | pH                  |         |    |                     |    |
|                                  | BOD(mg/L)           |         |    |                     |    |
|                                  | SS(mg/L)            |         |    |                     |    |
|                                  | n-ヘキサン抽出物質含有量(mg/L) |         |    |                     |    |
|                                  |                     |         |    |                     |    |
|                                  |                     |         |    |                     |    |
|                                  |                     |         |    |                     |    |
|                                  |                     |         |    |                     |    |
| 汚水等の量<br>(m <sup>3</sup> /日)     | 通常<br>⑩             | 最大<br>⑩ | 通常 | 最大                  |    |
| その他参考となるべき事項                     |                     |         |    |                     |    |

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の下水に係る排除基準に定められた事項について記載すること。

2 操業の系統は別紙によるものとする。

①「工場又は事業場における施設番号」  
別紙1の①と同じです。

②「特定施設番号及び名称」  
別紙1の②と同じです。

③「設置場所」  
特定施設ごとの所在地を記入してください。  
※ 事業場の所在地(住居表示)と異なる場合があるために設けられた記入欄です。

④「操業の系統」  
別図〇〇、として特定施設を含む機器等の操業の系統図(フロー図)を添付してください。また、給水と排水、廃液の発生があればそのことも記入してください。

⑤「使用時間間隔」  
特定施設の使用時間帯(何時から何時まで使用するか)を記入してください。

⑥「1日当たりの使用時間」  
1日の総使用時間が何時間かを記入してください。

⑦「使用の季節的変動」  
季節変動の有無について記入してください。変動がある場合は、その時期と施設使用状況について記入してください。

⑧「原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」  
特定施設ごとの水以外の原材料や薬品等の使用状況を記入してください。原材料名は、商品名だけでなく含有物質名を具体的に記入してください。なお、原材料は特定施設で使用するもののみでなく、その工程で使用するもの全てと製品材料についても記入してください。欄内に記入しきれない場合は、別添〇〇のとおり、として一覧表を添付してください。

⑨「汚水等の汚染状態」  
特定施設の使用時において、排出される汚水等の汚染状態(実測、計画、見込み)を記入してください。

⑩「汚水等の量」  
特定施設から排出される汚水等の量を通常、最大とも必ず記入してください。

※ 有害物質を使用、製造又は処理する特定施設については、土壤汚染対策法が適用される可能性があります。

### 別紙3 汚水等の処理の方法

除第1号様式

別紙3

#### 汚水の処理の方法

|                        |                      |             |             |             |             |
|------------------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 工場又は事業場における施設番号        | ①                    |             |             |             |             |
| 処理施設の設置場所              | ②                    |             |             |             |             |
| 設置年月日                  | ③                    |             |             |             |             |
| 工事着手予定年月日              | ④                    |             |             |             |             |
| 工事完成予定年月日              | ⑤                    |             |             |             |             |
| 使用開始予定年月日              | ⑥                    |             |             |             |             |
| 種類及び型式                 | ⑦                    |             |             |             |             |
| 構造                     | ⑧                    |             |             |             |             |
| 主要寸法                   | ⑧                    |             |             |             |             |
| 能力                     | ⑨                    |             |             |             |             |
| 処理の方式                  | ⑩                    |             |             |             |             |
| 処理の系統                  | ⑪                    |             |             |             |             |
| 集水及び導水の方法              | ⑫                    |             |             |             |             |
| 使用時間間隔                 | ⑬                    |             |             |             |             |
| 1日当たりの使用時間             | ⑭                    |             |             |             |             |
| 使用の季節変動                | ⑮                    |             |             |             |             |
| 消耗資材の1日当たりの用途別使用量      | ⑯                    |             |             |             |             |
| 汚水等の汚染状態及び量            | 種類・項目                | 通常          | 最大          | 通常          | 最大          |
|                        |                      | 処<br>理<br>前 | 処<br>理<br>後 | 処<br>理<br>前 | 処<br>理<br>後 |
|                        | 温度                   |             |             |             |             |
|                        | pH                   |             |             |             |             |
|                        | BOD(mg/L)            |             |             |             |             |
|                        | SS(mg/L)             |             |             |             |             |
|                        | n-ヘキサン抽出物質含有量(mg/L)  |             |             |             |             |
|                        |                      |             |             |             |             |
|                        |                      |             |             |             |             |
|                        | 量(m <sup>3</sup> /日) |             |             |             |             |
| 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法 | ⑰                    |             |             |             |             |
| 下水の排除方法                | ⑱                    |             |             |             |             |
| その他参考となるべき事項           |                      |             |             |             |             |

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の下水に係る排除基準に定められた事項について記載すること。

2 下水の排除方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

- ①「工場又は事業場における施設番号」  
汚水等の処理施設の事業場内での番号や名称を記入してください。
- ②「処理施設の設置場所」  
別紙2の③と同様です。また、処理施設及びこれに関連する主要施設の設置場所を示した配置図を添付してください。別紙1の⑥「配置」で添付した図面に汚水等の処理施設の設置場所の内容を追加しても差し支えありません。
- ③「設置年月日」  
使用届の場合に記入してください。  
※設置届、変更届の場合記入しないこと。
- ④「工事着手予定年月日」  
設置届及び構造等変更届の場合には、届出に係る施設工事の着手予定年月日を記入してください。
- ⑤「工事完成予定年月日」  
設置届及び構造等変更届の場合には、届出に係る施設工事の完成予定年月日を記入してください。
- ⑥「使用開始予定年月日」  
設置届及び構造等変更届の場合には、使用開始予定年月日を記入してください。
- ⑦「種類及び型式」  
カタログ、機器仕様書等から調べて、メーカー名、型式及び名称を記入してください。
- ⑧「構造」「主要寸法」  
できる範囲で、構造、主要寸法について記入してください。  
(別添〇〇のとおり、としてカタログ等を添付しても差し支えありません。)
- ⑨「能力」  
処理施設の処理能力(除去率、処理水量等)を記入してください。  
また、処理施設の平面図、立面図、詳細フローシートを添付するとともに、設計計算書、仕様書など処理能力が十分であることを証明する資料を添付してください。
- ⑩「処理の方式」  
分離処理、ろ過処理、吸着処理、生物処理など
- ⑪「処理の系統」  
簡易なフローシートを用いて発生源、処理施設、放流の様子がわかるようにしてください。
- ⑫「集水及び導水の方法」  
汚水等の集水及び汚水等の処理施設まで集水方法について記入してください。  
配置図面等に給水、排水の系統が記入されていれば共用して差し支えありません。
- ⑬「使用時間間隔」  
何時から何時まで使用するか記入してください。
- ⑭「1日当たりの使用時間」  
1日の総使用時間が何時間か記入してください。
- ⑮「使用の季節変動」  
季節変動の有無について記入してください。変動がある場合はその時期と処理施設の使用状況を記入してください。
- ⑯「消耗資材の1日当たりの用途別使用量」  
処理施設において中和、凝集、その他の処理に使用する消耗資材の名称(薬品名)と、1日当たりの用途別使用量を記入してください。また、濾材のように定期的に交換するものなども全て記入してください。
- ⑰「汚水等の汚染状態及び量」  
処理施設の使用時における処理前(原水)及び処理後の汚水等の汚染状態(通常値と最大値)と汚水量(通常量と最大量)を記入してください。  
新設の場合の水質は、その算出根拠を明確にする資料を添付してください。
- ⑱「残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法」  
汚水等の処理によって生ずる残さの種類及び1月間の種類別生成量ならびに、その処理方法の概要を記入してください。製造工程等から処理施設を経由しないで直接排出されるもの(業者委託処理)についても記入してください。
- ⑲「下水の排除方法」  
排水口の位置及び公共下水道までの経路を簡単に記入してください。配置図等に経路を示したもの(赤線等)でも差し支えありません。



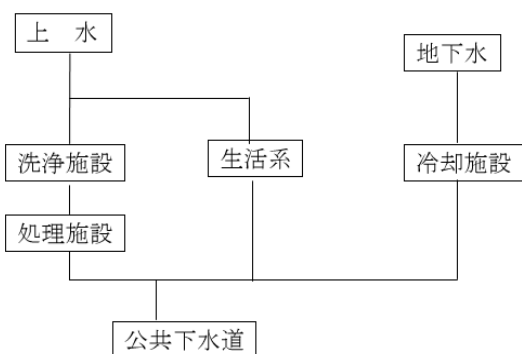
# 別紙5 用水及び排水の系統

除第1号様式

別紙5

## 用水及び排水の系統

① 記入例



用水及び排水の系統

### ① 「用水及び排水の系統」

使用水の種類、用途について、簡単なフローシートを作成してください。

### ② 「用途別用水量」

用途については、使用用途（ボイラー用水、洗浄水、冷却水、生活系等）を、使用水については（上水、地下水等）を記入し、それぞれの使用量について記入してください。

※ 用水量と排水量に整合性があること。合わない場合はその理由を記入してください。

| 用途別用水量 | 用途 | 使用水 | 用水使用量 (m <sup>3</sup> /日) |
|--------|----|-----|---------------------------|
|        |    |     |                           |
|        |    |     |                           |
|        | ②  | ②   | ②                         |
|        |    |     |                           |
|        |    |     |                           |
|        |    |     |                           |

# 除害施設設置等計画届出書

様式第 10 号(第 14 条関係)

□□□□年□月□日

青森市公営企業管理者 様

住所 青森市八重田 1-1-1

(ふりがな) やえだじょうかせんたーかぶしがいしや

使用者 八重田浄化センター株式会社

代表取締役 青森太郎

## 除害施設設置等計画届出書

除害施設の設置等をしたので青森市下水道条例第 20 条の規定により関係書類を添えて届出します。

|                 |                           |                      |                            |
|-----------------|---------------------------|----------------------|----------------------------|
| 除 害 施 設 設 置 場 所 | 青森市八重田 1-1-2              |                      |                            |
| 事 業 場 名         | 八重田浄化センター株式会社青森支店         | 電 話                  | 017-136-2151               |
| 業 種             | 病院                        |                      |                            |
| 製 品 名           | なし                        |                      |                            |
| 使 用 水 量         | 水 道                       | 20 m <sup>3</sup> /日 | 地 下 水 10 m <sup>3</sup> /日 |
|                 | 計                         | 30 m <sup>3</sup> /日 |                            |
| 除 害 施 設 名 称     | 中和処理施設 八重田工業株式会社製 YED-JS2 |                      |                            |
| 設 備 費 用         | 1,000,000 円               |                      |                            |
| 使用薬品量(薬品別)      | 水酸化ナトリウム 10L/月 硫酸 10L/月   |                      |                            |
| 運 転 費 用         | 40,000 円/m <sup>3</sup>   |                      |                            |
| 着 工 年 月 日       | □□□□年△月○日                 | 完 成 予 定 日            | □□□□年□月◇日                  |
| 使用開始予定年月日       | □□□□年□月△日                 |                      |                            |
| 事業場フローシート及び説明   | 別紙                        |                      |                            |
| 処理フローシート及び説明    | 別紙                        |                      |                            |
| 原水水質検査表及び推定処理水質 | 別紙(原水については最大及び平均)         |                      |                            |
| 備 考             |                           |                      |                            |

- (1) 年月日：届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 申請者の住所、氏名
  - ① 法人の場合は本社等の所在地を記入して下さい。
  - ② 個人事業主の場合は店舗名、氏名を記入して下さい。
  - ③ 法人の場合は会社の名称及び代表者の肩書き及び代表者の氏名を記入して下さい。
  - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名まで記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付してください。
- (3) 除害施設設置場所  
除害施設を設置する住所を記入して下さい。
- (4) 事業場名  
実際に営業する店舗の名前を記入して下さい。
- (5) 電話  
実際に営業する店舗の電話番号を記入して下さい。
- (6) 業種  
日本産業分類の業種を記入して下さい。
- (7) 製品名  
何かを製造する工場の場合その製品名を記入して下さい。なければ無しと記入して下さい。
- (8) 使用水量  
使用する水量（新設の場合は見込み）を記入して下さい。
- (9) 除害施設名称  
設置する除害施設の名称を記入して下さい。型式等が有る場合型式も記入して下さい。
- (10) 設備費用  
設備の費用を記入して下さい。
- (11) 使用薬品量  
除害施設で使用している薬品とその量を記入してください。
- (12) 運転費用  
除害施設を運転管理する費用を記入して下さい。
- (13) 着工年月日  
工事を着工する予定日を記入して下さい。
- (14) 完成予定日  
除害施設が完成する予定日を記入して下さい。
- (15) 使用開始予定年月日  
使用開始予定日を記入して下さい。
- (16) 事業場フローシート及び説明  
別紙を添付してください。
- (17) 処理フローシート及び説明  
別紙を添付してください。
- (18) 原水水質検査表及び推定処理水質  
別紙を添付してください。

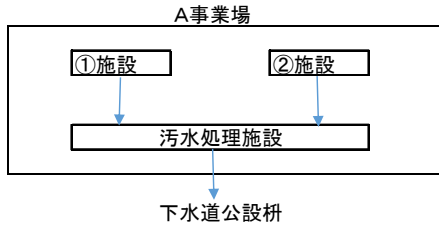
# 除害施設設置等計画届出書別紙

除第3号様式

別紙

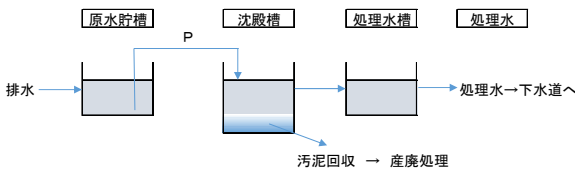
事業場フローシート及び説明

① 記入例



処理フローシート及び説明

② 記入例



消耗資材の1日当りの用途別使用量

③

|                 |                  |    |    |    |    |    |    |
|-----------------|------------------|----|----|----|----|----|----|
| 原水水質検査表及び推定処理水質 | 除害施設番号           | ④  |    |    |    |    |    |
|                 | 種類・項目            | 原水 |    | 処理 | 原水 |    | 処理 |
|                 |                  | 最大 | 平均 | 後  | 最大 | 平均 | 後  |
|                 | 温度               |    |    |    |    |    |    |
|                 | pH               |    |    |    |    |    |    |
|                 | BOD(mg/L)        |    | ⑤  |    |    |    |    |
|                 | SS(mg/L)         |    |    |    |    |    |    |
|                 | n-ヘキサン抽出物質(mg/L) |    |    |    |    |    |    |
|                 |                  |    |    |    |    |    |    |
|                 |                  |    |    |    |    |    |    |
|                 |                  |    |    |    |    |    |    |

残渣の種類、1月間の種類別生成量及び処理方法

⑤

① 「事業場フローシート及び説明」

簡単な事業場のフローシートを作成してください。

② 「処理フローシート及び説明」

簡単な排水処理のフローシートを作成してください。

③ 「消耗資材の1日当りの用途別使用量」

排水処理に使用する消耗資材（薬品やフィルター等）について用途別に使用量を記入してください。

④ 「除害施設番号」

除害施設が複数ある場合等、それぞれフローに合わせて番号を決めて、記入してください。

⑤ 「原水水質検査表及び推定処理水質」

施設から排除される排水原水に含まれる項目を記入し、原水に含まれる最大値、平均値、処理後の放流水に含まれる量をそれぞれ記入してください。

⑥ 「残渣の種類、1月間の種類別生成量及び処理方法」

排水処理施設から発生する残渣の種類、種類別に月当たりの発生量及び処理方法を記入してください。

原水水質検査表の欄には、当該事業場の下水に係る除害施設設置基準に定められた事項について記載すること。また、事業場平面図（排水経路のわかるもの）及び除害施設の構造寸法を添付すること。



## 5. 水質の測定義務

継続的に公共下水道へ下水を排除している特定施設の設置者は、下水道法により、排出水の自主測定を行い、測定結果を記録し5年間保存することが義務付けられています。（罰則有）

青森市では、下記のとおり、特定事業場の種類や排水量によって測定すべき項目や回数を定めるとともに、測定結果について市への報告も義務付けています。

なお、対象とならない事業場においても、自主的に検査を実施・結果報告し、排水の適切な維持管理に努めてください。

### ●自主測定対象施設

- (1) 1日当たりの平均的な排除下水の量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場（ただし、ダイオキシン法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下「ダイオキシン対象施設」という。）のみを設置するものを除く。）
- (2) 有害物質を含有する下水又はそのおそれのある下水を排除する特定事業場（ただし、ダイオキシン対象施設のみを設置するものを除く。）
- (3) 特定事業場のうち、ダイオキシン対象施設を設置するもの

### ●測定項目

| 区 分  | 測定項目    |
|--|---------|
| 特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排除下水の量が50 m <sup>3</sup> 以上のもの（ただし、ダイオキシン対象施設のみを設置するものを除く。） | 生活環境項目  |
| 特定事業場のうち、有害物質を含有する下水又はそのおそれのある下水を排除するもの（ただし、ダイオキシン対象施設のみを設置するものを除く。）           | 有害物質    |
| 特定事業場のうち、ダイオキシン対象施設を設置するもの   | ダイオキシン類 |

### ●測定回数

| 区 分  | 測定回数     |
|--|----------|
| 1日当たりの平均的な排除下水の量が1,000 m <sup>3</sup> 以上の特定事業場 | 3ヶ月に1回以上 |
| 1日当たりの平均的な排除下水の量が1,000 m <sup>3</sup> 未満の特定事業場 | 6ヶ月に1回以上 |

### ●測定結果の報告

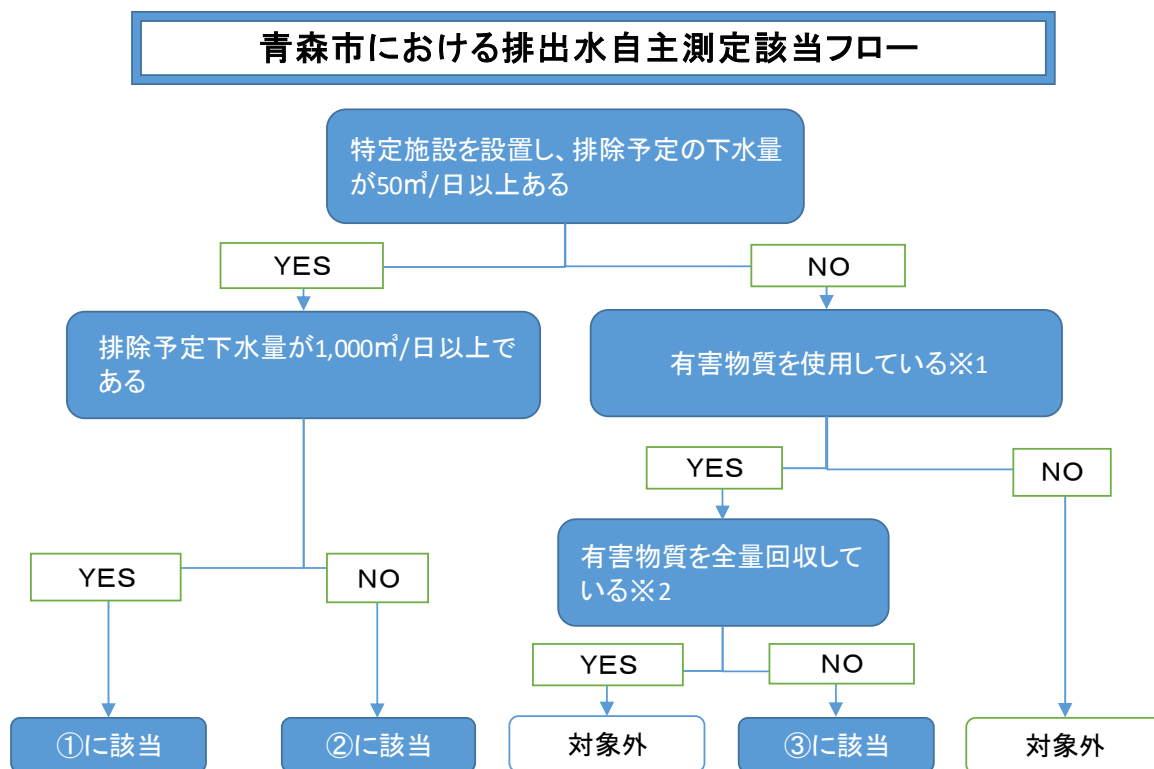
測定結果が出た後、速やかに排除下水水質測定結果報告書様式に必要事項を記入し八重田浄化センター水質管理チームへ報告して下さい。

測定を計量証明登録事業者へ委託した場合には、計量証明書の写しで報告して下さい。

### ●報告方法

測定結果の報告は、直接窓口へ持参、郵送、FAX、電子メール いずれかで行ってください。

●自主測定対象事業者判定簡易フロー



※1：対象となる有害物質は別表参照

※2：全量回収とは機器内部等で完全に廃液が回収され下水に流れ出る可能性がない構造の施設をいう。廃液は回収されるものの有害物質の付着した容器等を流し台等で洗浄する工程がある場合は「YES」に該当しない。

**該当施設の排水自主測定回数及び項目**

青森市では、①～③に該当した事業場は、それぞれ該当した下記の項目について規定の測定回数、自主測定する必要があります。これらの測定を第三者に委託するときは「計量法（平成4年法律第51号）」に基づく計量証明の事業の登録を受けた事業所（計量証明登録事業所）にお願いしてください。

**①に該当した事業場**

測定回数：3ヶ月に1回以上  
測定項目：生活環境項目・有害物質・ダイオキシン類 ※3

**②に該当した事業場**

測定回数：6ヶ月に1回以上  
測定項目：生活環境項目・有害物質・ダイオキシン類 ※3

**③に該当した事業場**

測定回数：6ヶ月に1回以上  
測定項目：有害物質・ダイオキシン類 ※3

※3：詳しい項目は裏面別表参照。有害物質を排除しない施設及びダイオキシン対象施設でない場合、それらの項目は除く。



# 水質測定記録表

様式第十三（第十五条関係）

## 水質測定記録表

| 測定年月日<br>及び時刻 | 測定場所 |                     | 特定施設の<br>使用状況 | 採水者 | 分析者 | 測定項目 |  |  |  | 備考 |
|---------------|------|---------------------|---------------|-----|-----|------|--|--|--|----|
|               | 名称   | 排水量（単位立<br>方メートル/日） |               |     |     | ⑦    |  |  |  |    |
| ①             | ②    | ③                   | ④             | ⑤   | ⑥   | ⑧    |  |  |  |    |

備考

1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年<sup>厚生省</sup><sub>建設省</sub>令第1号）第9条に規定するところにより、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

① 「測定年月日及び時刻」

自主測定を行った年月日及び時刻を記入

② 「測定場所：名称」

測定場所の名称を記入。例えば、最終施設枡、公設枡等

③ 「測定場所：排水量」

測定場所の排水量（m<sup>3</sup>/日）を記入。届出時の排水量と差異がない場合はその排水量を記入しても良い。

④ 「特定施設の使用状況」

測定時の特定施設の使用状況を記入。「稼働中」、「修理中のため停止中」等。

⑤ 「採水者」

排水を実際に採水した者を記入。

⑥ 「分析者」

分析を実際に行った者を記入。

⑦ 「測定項目」

測定を行う必要のある項目を記入。

⑧ 「測定項目：結果」

測定を行った項目の分析結果を記入。

## 6. 特定施設の区分（下水道法第 11 条の 2）

### ① 水質汚濁防止法施行令 別表第一に規定する水質基準対象施設

| 番号  | 名称  |
|-----|---|
| 1   | <p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 選鉱施設</li> <li>ロ 選炭施設</li> <li>ハ 坑水中和沈でん施設</li> <li>ニ 掘削用の泥水分離施設</li> </ul>   |
| 1の2 | <p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> <li>ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）</li> </ul> |
| 2   | <p>畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）</li> <li>ハ 湯煮施設</li> </ul>   |
| 3   | <p>水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水産動物原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 脱水施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> </ul>  |
| 4   | <p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 湯煮施設</li> </ul>  |
| 5   | <p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 湯煮施設</li> <li>ニ 濃縮施設</li> <li>ホ 精製施設</li> <li>へ ろ過施設</li> </ul>                              |
| 6   | 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設  |

|    |  |
|----|--|
| 7  | <p>砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ 分離施設</li> <li>ホ 精製施設</li> </ul>                  |
| 8  | パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう   |
| 9  | 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機   |
| 10 | <p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)</li> <li>ハ 搾汁施設</li> <li>ニ ろ過施設</li> <li>ホ 湯煮施設</li> <li>ヘ 蒸留施設</li> </ul> |
| 11 | <p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 真空濃縮施設</li> <li>ホ 水洗式脱臭施設</li> </ul>            |
| 12 | <p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 圧搾施設</li> <li>ニ 分離施設</li> </ul>   |
| 13 | <p>イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 洗浄施設</li> <li>ハ 分離施設</li> </ul>  |
| 14 | <p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)</li> <li>ハ 分離施設</li> <li>ニ 洗だめ及びこれに類する施設</li> </ul>               |
| 15 | <p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ 精製施設</li> </ul>  |

|      |   |
|------|---|
| 16   | 麺類製造業の用に供する湯煮施設   |
| 17   | 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設  |
| 18   | インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設   |
| 18の2 | 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 原料処理施設<br>ロ 湯煮施設<br>ハ 洗浄施設   |
| 18の3 | たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 水洗式脱臭施設<br>ロ 洗浄施設   |
| 19   | 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ まゆ湯煮施設<br>ロ 副蚕処理施設<br>ハ 原料浸せき施設<br>ニ 精練機及び精練そう<br>ホ シルケット機<br>ヘ 漂白機及び漂白そう<br>ト 染色施設<br>チ 薬液浸透施設<br>リ のり抜き施設 |
| 20   | 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 洗毛施設<br>ロ 洗化炭施設  |
| 21   | 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 湿式紡糸施設<br>ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設<br>ハ 原料回収施設   |
| 21の2 | 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー   |
| 21の3 | 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設  |
| 21の4 | パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 湿式バーカー<br>ロ 接着機洗浄施設   |
| 22   | 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 湿式バーカー<br>ロ 薬液浸透施設   |
| 23   | パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 原料浸せき施設<br>ロ 湿式バーカー<br>ハ 碎木機   |

|       |   |
|-------|---|
|       | ニ 蒸解施設<br>ホ 蒸解廃液濃縮施設<br>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設<br>ト 漂白施設<br>チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)<br>リ セロハン製膜施設<br>ヌ 湿式繊維板成型施設<br>ル 廃ガス洗浄施設  |
| 23 の2 | 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 自動式フィルム現像洗浄施設<br>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設   |
| 24    | 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設<br>ロ 分離施設<br>ハ 水洗式破碎施設<br>ニ 廃ガス洗浄施設<br>ホ 湿式集じん施設  |
| 25    | 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 塩水精製施設<br>ロ 電解施設   |
| 26    | 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 洗浄施設<br>ロ ろ過施設<br>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機<br>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設<br>ホ 廃ガス洗浄施設  |
| 27    | 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設<br>ロ 遠心分離機<br>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設<br>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設<br>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設<br>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設<br>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設<br>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設<br>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設<br>ヌ 廃ガス洗浄施設<br>ル 湿式集じん施設 |



|    |  |
|----|--|
| 28 | <p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式アセチレンガス発生施設</li> <li>ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</li> <li>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</li> <li>ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設</li> </ul> |
| 29 | <p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</li> <li>ロ 静置分離器</li> <li>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</li> </ul>   |
| 30 | <p>発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 蒸留施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ ろ過施設</li> </ul>  |
| 30 | <p>発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 蒸留施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ ろ過施設</li> </ul>  |
| 31 | <p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</li> <li>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</li> </ul>   |
| 32 | <p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>   |
| 33 | <p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 縮合反応施設</li> <li>ロ 水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 静置分離器</li> <li>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</li> </ul>   |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>リ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ヌ 湿式集じん施設</p>   |
| 34 | <p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 脱水施設</p> <p>ハ 水洗施設</p> <p>ニ ラテックス濃縮施設</p> <p>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>  |
| 35 | <p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸留施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>  |
| 36 | <p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>   |
| 37 | <p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>   |
| 38    | <p>石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>   |
| 38 の2 | <p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>  |
| 39    | <p>硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>   |
| 40    | <p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>   |
| 41    | <p>香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>  |
| 42    | <p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p>  |
| 43    | <p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>   |
| 44    | <p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 脱水施設</p>  |
| 45    | <p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>   |
| 46    | <p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>                           |
| 47    | <p>医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設</p> |
| 48    | <p>火薬製造業の用に供する洗浄施設</p>  |
| 49    | <p>農薬製造業の用に供する混合施設</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 50   | 水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設  |
| 51   | 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 脱塩施設<br>ロ 原油常圧蒸留施設<br>ハ 脱硫施設<br>ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設<br>ホ 潤滑油洗浄施設 |
| 51の2 | 自動車用タイヤ若しくは自動車用ちゅうぶの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設                     |
| 51の3 | 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設   |
| 52   | 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 洗浄施設<br>ロ 石灰づけ施設<br>ハ タンニンづけ施設<br>ニ クロム浴施設<br>ホ 染色施設                       |
| 53   | ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 研磨洗浄施設<br>ロ 廃ガス洗浄施設   |
| 54   | セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 抄造施設<br>ロ 成型機<br>ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)                                   |
| 55   | 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント   |
| 56   | 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設  |
| 57   | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設   |
| 58   | 窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 水洗式破碎施設<br>ロ 水洗式分別施設<br>ハ 酸処理施設<br>ニ 脱水施設                    |
| 59   | 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ 水洗式破碎施設<br>ロ 水洗式分別施設   |
| 60   | 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設  |
| 61   | 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの<br>イ タール及びガス液分離施設   |

|      |  |
|------|--|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ ガス冷却洗浄施設</li> <li>ハ 圧延施設</li> <li>ニ 焼入れ施設</li> <li>ホ 湿式集じん施設</li> </ul>   |
| 62   | <p>非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 還元そう</li> <li>ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)</li> <li>ハ 焼入れ施設</li> <li>ニ 水銀精製施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> <li>へ 湿式集じん施設</li> </ul>  |
| 63   | <p>金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 焼入れ施設</li> <li>ロ 電解式洗浄施設</li> <li>ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設</li> <li>ニ 水銀精製施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul>  |
| 63の2 | 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設  |
| 63の3 | 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設  |
| 64   | <p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ タール及びガス液分離施設</li> <li>ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)</li> </ul>  |
| 64の2 | <p>水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 沈でん施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> </ul> |
| 65   | 酸又はアルカリによる表面処理施設   |
| 66   | 電気めつき施設  |
| 66の2 | エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)  |
| 66の3 | <p>旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。))をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(→注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ちゅう房施設</li> <li>ロ 洗濯施設</li> <li>ハ 入浴施設</li> </ul>   |

|       |  |
|-------|--|
| 66 の4 | 共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)   |
| 66 の5 | 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)  |
| 66 の6 | 飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)   |
| 66 の7 | そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)  |
| 66 の8 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)  |
| 67    | 洗濯業の用に供する洗浄施設  |
| 68    | 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設   |
| 68 の2 | 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの<br>イ ちゅう房施設<br>ロ 洗浄施設<br>ハ 入浴施設   |
| 69    | と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設   |
| 69 の2 | 卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)<br>イ 卸売場<br>ロ 仲卸売場 |
| 70    | 廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)  |
| 70 の2 | 自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)   |
| 71    | 自動式車両洗浄施設  |
| 71 の2 | 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの(→注2)<br>イ 洗浄施設<br>ロ 焼入れ施設   |

|       |  |
|-------|--|
| 71 の3 | 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設  |
| 71 の4 | 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの<br>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。)が設置するもの<br>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 |
| 71 の5 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)   |
| 71 の6 | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)   |
| 72    | し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)   |
| 73    | 下水道終末処理施設  |
| 74    | 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)   |

(注1) 下水道法上の取扱い

届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。

(注2) 環境省令で定めるもの

- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
- 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
- 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 5 保健所
- 6 検疫所
- 7 動物検疫所
- 8 植物防疫所
- 9 家畜保健衛生所
- 10 検査業に属する事業場
- 11 商品検査業に属する事業場
- 12 臨床検査業に属する事業場



## ② ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

| 番号 | 名称   |
|----|--|
| 1  | 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設  |
| 2  | カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設  |
| 3  | 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設   |
| 4  | アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設   |
| 5  | 担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設   |
| 6  | 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設  |
| 7  | カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 硫酸濃縮施設<br>ロ シクロヘキサン分離施設<br>ハ 廃ガス洗浄施設  |
| 8  | クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 水洗施設<br>ロ 廃ガス洗浄施設   |
| 9  | 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設<br>ロ 乾燥施設<br>ハ 廃ガス洗浄施設  |
| 10 | 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ろ過施設<br>ロ 廃ガス洗浄施設   |
| 11 | 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキシンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設<br>ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設<br>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設<br>ニ 熱風乾燥施設 |
| 12 | アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの<br>イ 廃ガス洗浄施設<br>ロ 湿式集じん施設  |



|    |   |
|----|---|
| 13 | <p>亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 精製施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p>   |
| 14 | <p>担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 精製施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>                                |
| 15 | <p>別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ロ 湿式集じん施設</p>   |
| 16 | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>   |
| 17 | <p>フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ プラズマ反応施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ハ 湿式集じん施設</p> |
| 18 | <p>下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)</p>  |
| 19 | <p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)</p>   |